

## 大和市準用河川占用料条例（逐条解説）

（趣旨）

第1条 この条例は、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第100条第1項の規定に基づき市長が指定した準用河川の土地占用料等の額及び徴収方法等について必要な事項を定めるものとする。

### 【解説】

- ・ 法第100条第1項の規定では、一級河川（国土交通大臣が指定）及び二級河川（都道府県知事が指定）以外の河川で、市町村長が指定した河川（準用河川）につきましては、この法律の二級河川に関する規定を準用（河川法を標準として適用）することとされています。

（占用料等の徴収等）

第2条 市長は、法第23条から第25条までに規定する許可を受けた者から流水占用料、土地占用料及び土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「占用料等」という。）を徴収する。  
2 大和市道路占用料徴収条例（昭和28年大和町条例第3号）第2条及び第3条の規定は、占用料等の額及び徴収方法について準用する。ただし、占用料等の額について同条例に定めのないものは、その都度市長が別に定める。

### 【解説】

#### 第1項について

- ・ 法第32条（流水占用料等の徴収等）第1項の規定では、法第23条から第25条までに規定する許可を受けた者から占用料等を徴収することができるものとされています。
- ・ 法第23条（流水の占用の許可）では、「河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令第11条（水利使用許可の申請）で定めるところにより河川管理者の許可を受けなければならない。」として河川の流水の占有の許可について規定しています。流水の占有とは、ある特定目的（発電用水、かんがい（農業）用水、上水道用水、養魚用水、修景用水、消流雪用水等）のために、その目的を達成するのに必要な限度において、河川の流水を使用することを指します。
- ・ 法第24条（土地の占有の許可）では、「河川区域内の土地を占有しようとする者は、国土交通省令第11条及び第12条（土地の占有の許可の申請）で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。」として河川区域内の土地の占有の許可について規定しています。ここで言う「土地」とは、河川区域内の土地のうち、河川管理者以外の者が権原（その土地を利用できる権利）に基づいて管理する土地を除いたものを指します。占

用することが可能な主な施設としては、地域住民の福利厚生のために利用する施設(公園、緑地等)、公共性又は公益性のある事業又は活動のために利用する施設(道路又は鉄道の橋梁、堤防の天端又は小裏段に設置する道路、水道管、下水道管、ガス管、電線、鉄塔、電話線、電柱等)などがあります。

法第 25 条(土石等の採取の許可)では、「河川区域内の土地において土石を採取しようとする者は、国土交通省令第 15 条(河川の産出物)で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。」として河川区域内の土地における土石その他の河川の産出物の採取の許可について規定しています。「その他の河川の産出物」とは竹木、あし、かやその他これらに類するもので河川管理者が定めるものを指します。

## 第 2 項について

占用料の額及び徴収方法については、大和市道路占用料徴収条例第 2 条及び第 3 条の規定を準用(大和市道路占用料徴収条例を標準として適用)しています。

第 2 項のただし書き、「その都度市長が別に定める」とは、大和市道路占用料徴収条例では規定されていない法第 23 条及び法第 25 条に係る行為に対する占用料の額および徴収方法について定める場合を指します。

### (占用料等の還付)

第 3 条 既納の占用料等は、還付しない。ただし、河川法施行令(昭和 40 年政令第 14 号)第 18 条第 2 項第 2 号の規定に該当するときは、この限りでない。

### 【解説】

河川法施行令第 18 条第 2 項第 2 号の規定では、占用料等の額の算出の基礎となった事項に変更があったときは、その額を変更するものとし、既に納めた占用料等の額が変更後の額をこえるときは、そのこえる額を返還することとされています。

### (占用料等の免除)

第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料等を免除することができる。

(1) 国又は地方公共団体の行う事業に係る流水の占有、土地の占有及び土石等の採取(以下「占有等」という。)

(2) 公益性の高い事業に係る占有等その他市長が特に必要と認めるもの。

2 前項第 2 号の規定により占用料等の免除を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

## 【解説】

- ・ 「河川法の施行について」(昭和40年3月29日建発河58・建設事務次官通達)により、国の行う事業については、占用料等を徴収しないこととされています。
- ・ また、道路、公営の発電事業、水道事業及び工業用水道事業、かんがい並びに地方鉄道、軌道等の鉄道施設に係る占用等についての占用料等の徴収に関しては、免除又は軽減の措置を講ずるものとされています。
- ・ 上記のほか、公益性の高い事業のためにする占用等に係る場合、その他必要と認める場合については、占用料等を免除又は軽減することができるものとされています。

### (委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 【解説】

本条例の施行の際に必要となる規定として、「大和市河川法等の施行に関する規則」を定めています。

## 附 則

### (経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に許可を受けた占用等に係る占用料等について適用し、同日前に許可を受けた占用等に係る占用料等については、なお従前の例による。

- ・ 急激な占用料等の増額を避けるため、条例の施行日以前に占用許可を受けた物件については、従前の占用料等としています。